

所管部課		健幸福祉部健康推進課		部長		青木 一麻	
件 名		令和8年度東大和市食育・地産地消促進事業費補助金交付要綱について					
		区分			1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 この要綱は、東京都の区市町村食育・地産地消促進事業費補助金交付要綱に基づき、市民の食育や地産地消を推進するため、食育推進活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する目的で制定するものである。 (1) 主な改正点： ①年度および年を改める。 ②都要綱に合わせて名称を変更する。（「地産地消促進」を追加） (2) 施行日：決裁日から施行し、令和8年4月1日から適用する。 (3) 影響および効果：上記要綱の制定により、補助金交付に係る事務を適切に執行することができる。 2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和8年3月5日 東京都より令和8年度 区市町村食育・地産地消促進事業概要の説明 〃 4月1日（都）令和8年度区市町村食育・地産地消促進事業実施要綱施行 〃 4月3日（都）令和8年度区市町村食育・地産地消促進事業費補助金交付要綱公表 3. 留意事項（問題点等） 4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定事務を進めたい。 5. 審議結果 了承							